

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和4年11月14日(2022.11.14)

【国際公開番号】WO2021/181690

【出願番号】特願2022-505715(P2022-505715)

【国際特許分類】

**B 6 5 D 77/04(2006.01)**

**B 6 5 D 30/16(2006.01)**

【F I】

B 6 5 D 77/04 F

B 6 5 D 30/16 G

B 6 5 D 30/16 K

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月9日(2022.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内側フィルム層と外側フィルム層とを含む複数のフィルム層を積層した本体構成シート材を含む1又は複数のシート材を備えて構成されている容器であって、  
内容物を収容する収容領域と、  
前記本体構成シート材により構成されており、前記収容領域を包囲している容器本体と

を備え、

前記本体構成シート材は、

30

前記内側フィルム層と前記外側フィルム層とが接合された第1本体シール部により画定された閉領域となっており、前記内側フィルム層と前記外側フィルム層とが非接合とされている第1非接合部と、

前記第1非接合部の内側又は外側において前記内側フィルム層と前記外側フィルム層とが接合された第2本体シール部と、前記第1本体シール部と、により画定された閉領域となっており、前記内側フィルム層と前記外側フィルム層とが非接合とされている第2非接合部と、

を有し、

前記第1非接合部における前記内側フィルム層と前記外側フィルム層との層間に充填材が封入されて充填部が形成されており、

40

前記第1本体シール部において前記充填部と前記第2非接合部とを隔てている部分である隔離シール部が剥離した場合に、前記充填材が前記充填部から前記第2非接合部に流入可能となっている容器。

【請求項2】

前記隔離シール部が環状に形成されており、

前記第2本体シール部は、前記隔離シール部の内側に配置されている請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記第2本体シール部は環状に形成されている請求項2に記載の容器。

【請求項4】

50

当該容器の重心が平面視において前記第 2 本体シール部の内側に位置している請求項 3 に記載の容器。

【請求項 5】

前記隔離シール部が剥離して前記充填材が前記充填部から前記第 2 非接合部に流入した後の状態においても、当該容器の重心が平面視において前記第 2 本体シール部の内側に位置する請求項 4 に記載の容器。

【請求項 6】

当該容器の重心が平面視において前記第 2 本体シール部の形成領域内に位置している請求項 1 又は 2 に記載の容器。

【請求項 7】

前記隔離シール部が剥離して前記充填材が前記充填部から前記第 2 非接合部に流入した後の状態においても、当該容器の重心が平面視において前記第 2 本体シール部の形成領域内に位置する請求項 6 に記載の容器。

【請求項 8】

前記容器本体は、胴部と底マチ部とを有し、

前記充填部は、前記底マチ部の周縁に沿って周回状に形成されている底部充填部を含み

、前記底部充填部の内側に前記第 2 本体シール部と前記第 2 非接合部とが配置されている請求項 2 から 7 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 9】

前記 1 又は複数のシート材が折り曲げ線に沿って折り曲げられるとともに、少なくとも前記 1 又は複数のシート材のうち最内層のシート材の周縁部における一部分どうしが相互に接合されている周縁シール部を有し、前記第 2 本体シール部は、前記隔離シール部と前記周縁シール部との間に配置されている請求項 1 に記載の容器。

【請求項 10】

前記第 2 非接合部の幅寸法が前記第 1 非接合部の幅寸法以下である請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 11】

前記隔離シール部は、前記第 1 本体シール部における他部よりも相対的に弱い接合強度で形成されている請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の容器。

10

20

30

40

50